

自主企画事業等の実施について

1 趣旨

自主企画事業とは、指定管理者が、施設の利用者の増加や利便性の向上、管理の目標の達成を図ることを目的として、自ら企画し実施する指定管理業務以外の事業をいう。

これは、指定管理者の自主性や創意工夫を生かした収益性のある事業の実施により指定管理者のインセンティブが発揮され、道立都市公園の一層の利用促進を図ろうとするものである。

2 自主企画事業の定義

指定管理者が自主的に実施する自主事業のうち、指定管理者が自主的に企画立案又は他者との共催により実施する利用促進事業で、施設の設置目的には含まれないが、その特色が十分生かされる、利用者ニーズを踏まえた事業で、その実施による効果が広く道民の健康増進、文化の振興、余暇需要の充足や利用者利便の向上に資するもの。

※ 自主事業のうちで、事業の内容が、施設の設置目的に該当し、かつ、小規模で収支が均衡し、もしくは収支が少額な場合は、自主企画事業でなく指定管理業務として取り扱うことができる。

- 例：①公園内のスポーツ施設におけるスポーツ教室、スポーツ大会の実施
②公園に関係する物販（水泳プールにおけるスイミングキャップ等）
③公園の特性を生かした体験学習、コンサートなど

3 自主企画事業の実施財源等

自主企画事業に係る経費は、道の負担金（指定管理業務費）及び利用料金を財源としないものとする。

4 実施に当たっての事前協議及び実施結果の確認等

- (1) 指定管理者は自主企画事業を実施する際には、事前に実施計画書（事業の目的、実施内容等を示したもの）に収支計画書等必要な確認資料を添えて北海道（管轄建設管理部、以下「道」という。）へ協議するものとする。なお、年次業務計画書提出により事前に承認されているもの及び軽微なものについては、この限りでない。
- (2) 自主企画事業は、指定管理者に対するモニタリング（履行確認審査及び実地調査）の対象となるため、四半期業務報告書提出時に実施結果を明らかにすること。

5 必要な許可

自主企画事業を実施する場合、次の許可が必要です。

6 その他、法令許可に基づく事業

指定管理者以外の第三者の立場で実施するものとして、次の態様がある。

許可種別	実施形態
設置又は管理の許可（公園管理者以外の第三者に対する許可）	〔都市公園法第5条第2項関係〕 第1号）公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難なもの（レストランの設置など営利行為を伴うもの） 第2号）公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（特定のスポーツ競技のための公園施設の設置又は管理を当該スポーツ競技の愛好団体が行うなど、第三者が有する専門的なノウハウ等により当該公園施設の機能が向上する場合）
行為の許可	〔北海道立都市公園条例第4条関係〕 物販等